

より一層のごみの減量を進めるため

家庭ごみの分別の徹底をお願いします

- 大阪市では、ご家庭を対象として、資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集に取り組んできました。さらなるごみ減量に向けて、段階的に平成25年2月から6区（北区・都島区・中央区・浪速区・東成区・生野区）で実施し、平成25年10月からは、全ての区において「古紙・衣類」の分別収集を開始します。
- また、平成25年10月から、分別排出に対する市民意識の向上と分別ルール徹底を図るため、普通ごみを含むすべてのごみ収集において、**分別ルールが守られていない場合は、啓発シールを貼付のうえ収集せず残置**します。残置したごみについては、排出された方において正しく分別し、次回の収集日に出し直していただくことになります。
- 詳しくは、リーフレットや環境局ホームページをご覧ください。また、環境事業センターでは説明会の開催も実施していますので、説明会を希望される場合はグループ単位でお申し込みください。
- ごみ袋で排出する際は、「**中身の見えるごみ袋(透明または半透明)**」を必ず使用してください。

古紙・衣類 平成25年10月1日から全区で実施

収集日 曜日
環境局ホームページなどを参照のうえご記入ください。

対象品目

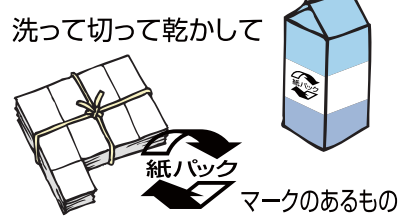
新聞・折込チラシ



段ボール



紙パック



雑誌



週刊誌・専門誌・漫画本・単行本・カタログ・パンフレット・教科書・辞書など

その他の紙

紙箱・紙袋・包装紙・メモ用紙・コピー用紙・シュレッダーした紙など



対象外となる衣類 普通ごみにお出してください

- 油や食べ物がついた紙 ● 紙おむつ
- ティッシュペーパー等の衛生紙
- 防水加工された紙(ヨーグルトの容器など)
- においのついた紙 ● 銀紙
- 圧着はがき ● 写真 ● カーボン紙 ● 感熱紙
- 捺染紙 ● 感熱発泡紙

衣類



ジャケット・シャツ・ズボン・スカート・セーター・コートなど

対象外となる衣類 普通ごみにお出してください

- 作業服 ● 革製衣類 ● ビニール製のもの
- ダウンジャケット ● 綿(わた)入りのもの
- 衣類以外(タオル・シーツ・カーテンなど)

お問い合わせ先 (お住まいの地域を担当する環境事業センター) 環境局ホームページなどを参照のうえご記入ください。

電話

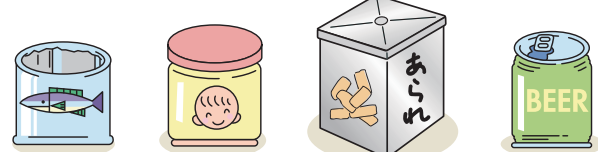
資源ごみ

収集日 曜日
環境局ホームページなどを参照のうえご記入ください。

対象品目

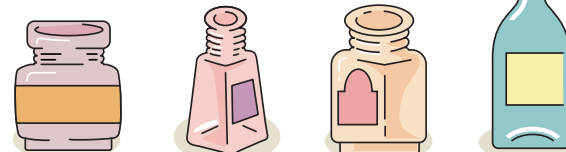
空き缶

● 飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの(ただし、スプレー缶・ガスボンベを除く)



空きびん

● 飲料水・食料品・日用品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの



ペットボトル

● しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分に



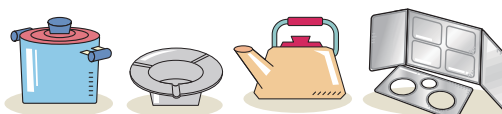
の表示があるもの



※一部のスーパーマーケットでも、ペットボトルの回収が行われています。(キャップをはずしてください)

金属製の生活用品

● なべ・灰皿・アルミ箱などの金属製の生活用品で直径または最大の辺が30cm以下のもの。棒状のものは1m以下のもの(ただし、ホーロー製品は除く)



容器包装プラスチック

収集日 曜日
環境局ホームページなどを参照のうえご記入ください。

容器包装プラスチックとは?

「容器」とは商品を入れるもの(袋を含む)、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり使ったりして中身商品と分離した後、不用となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

プラスチック製のものでも、商品そのものは対象外となりますので、普通ごみ、もしくは粗大ごみ(有料)にお出してください。

※容器包装プラスチックにはリサイクルマークが表示されています。

対象品目

ボトル・カップ・パック類



● 洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器
※キャップやふたをはずしてから一緒にお出してください

● 卵・果物・ハムなどのパック
● コンビニ弁当などの容器
● 薬・化粧品・日用品などのケース

● 食用油・たれ・ドレッシング・乳酸菌飲料・ソースなどの容器

● カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ
※必ず汚れは洗ってから一緒にお出してください



袋・ラップ・トレイ(皿型容器)類

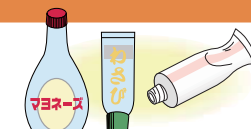
● バン・お菓子・野菜等の袋、あめなどの包み(個包装)
● 生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ・カップめん等の外側フィルム
● インスタント食品・冷凍食品などの袋



● 果物などのトレイ
● お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ
● お菓子・海苔・カレー等仕切りトレイ

● レジ袋・衣料品・トイレトペーパー・日用品などの袋
※発泡トレイは、できるだけスーパー等の店頭回収にお出してください

プラスチック製のチューブ類・その他



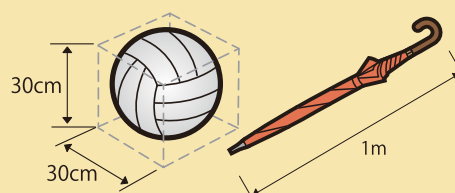
● マヨネーズ・ケチャップ・ねりわさび・歯磨きチューブ等のチューブ
※中身の残っているものは普通ごみにお出してください
※キャップやふたをはずしてから一緒にお出してください

● ペットボトル・スプレー缶・ガラスびん等のプラスチック製のフタ・ラベル
● 果物・家電製品などの商品を保護する発泡スチロールやシート

普通ごみ

収集日 曜日
環境局ホームページなどを参照のうえご記入ください。

普通ごみとして収集するのは **最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの**(資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く)です。



日用品

- せともの類 ● 額ぶち
- 魔法瓶 ● とりかご
- かご・ざる ● ハンガー

電気器具類

- 電気ポット ● アイロン
- ジューサー ● ミキサー

主なごみ

プラスチック製品 (容器包装プラスチック及びペットボトルを除く)

- ボールペン ● 歯ブラシ ● ビデオテープ

スポーツ用品

- ヘルメット ● 釣竿 ● グローブ
- ボール ● ラケット